



# いま必要な協同組合を組織できる労協法を

岡 安 喜 三 郎（東京都／大学生活協同組合連合会）

私は大学生協連の岡安と申します。大学生協とは地域にある生協と同じ法律によって設立されていますが、事業内容は、教科書・本屋さん、文具、食堂運営などです。

## ◆大学生協と労働者協同組合

この大学生協と労働者協同組合とは何で結びつくのか？ 私がなぜこの「国際フォーラム」にいるのか？——先ずこれを簡単に説明しなければなりません。直接には ICA 大会の開催地ケベックで、菅野さんから依頼があったわけですが、依頼があったからという理由だけではありません。

実はもう数年前になりますが、東京近辺の国立大学で労協と大学生協との共催で学生向けの「就職セミナー」を開きました。当時、大学生協も「就職支援事業」が話題となっていたのですが、就社支援では生協らしくない、仕事とは何かを問い合わせながら主体的に就職を考える機会を提供しても良いのではないかとの思いが、私とかの周りにありました。

その時に労協の方と話があり、学生と仕事おこしのテーマでセミナーを開催することになったわけです。結果は残念ながら、「二回目をやろう」という盛り上がりには至らなかったのですが、当時の問題意識は今でも必要な問題意識だと思っています。

## ◆ICAケベック大会に参加して

先ほど菅野さんからケベックで行われた ICA 大会の報告がありましたが、それに関して私もいくつか述べてみたいと思います。

実は 1988 年以降、ICA 大会と並行して「青年セミナー」が開催されてきました。東京大会の時は大学生協連がホスト団体になって開催し、それがマンチェスターに引き継がれ、今回のケベック大会でも開催されたわけです。

大会中に、3つのビジネス・フォーラムが分科会形式で開かれ、その中の「規制緩和・民営化のなかでの協同組合」の分科会に私も参加したのですが、「青年フォーラム」にアジアから参加した青年も、ここに参加していました。言うまでもなく、そこでは新しい形態の協同組合へのチャレンジが大きな話題です。こういうチャレンジに青年が入ってくる可能性はかなり高いのではないかと感じています。

この「国際フォーラム」で多くの人から語られたチャレンジと、学生・青年をもつと結びつけることは可能だと思っています。何よりも学生自身が関心をもっていると言えます。すでに活動もしています。

活動している学生のなかには、行政の縦

割りが、コミュニティの活性化を遅らせて いるのではないか、協同組合も「縦割り」 にとどまらず、もっと横の連携をすれば、 いろんなことができるのではないかと発想 し、ネットワークのセンターをつくって活 動しているグループもあります。

さらに地域社会と協同組合の組み立てを する場合、高齢者協同組合の流れと共に、 そこに青年も入り込める仕組みが必要だと思 います。そこで一つのプランとして、生 協や農協、さまざまな協同組合で活動して いる青年が集まって、青年自身が自ら協同 やその未来を語ることのできる場、「協同 組合青年フォーラム」の必要性を感じてい ます。

## ◆アジアで見た多様な協同組合

私はこの十数年、全国大学生協連の役員 として、アジアの協同組合との連携を模索 し推進してきました。アジアにもワーカーズ・ コープがあります。何年か前、フィリピン・マニラ郊外で、日本でいう福祉の「共 同作業所」がコープで運営されていたのを見 学しました。インドネシアにもワーカーズ・コープがあることがわかりましたが、 詳しくは私も知りません。

今年の7月、大学生協設立セミナーに講 師としてベトナムを訪れた際、古都フエに ある地域生協を見学しました。4,400人ほ どの組合員の生協でしたが、そこでは、障 害をもつ子供たちを対象に職業訓練センタ ーを運営していました。フエでは、あのベ トナム戦争の影響で障害をもつ子供が多い のですが、南部や北部と違って相対的に貧 困な地域です。ハノイには政府の職業訓練 学校があるようなのですが、フエにはない ので、ミシンを導入して職業訓練センター の運営に着手したそうです。

訓練は1ヶ月単位、訓練中に作った衣料 は商品ではないのですが、ある特定の場所

に持つていって値段を付けてもらうそ うで す。その内容をフィードバックする形で訓 練が行われまています。

## ◆「生産者」や「利用者」だけ ではない協同組合の必要性

さきほど、福祉活動に関して、受ける側 が主体的になる、自立する過程を支援する 問題等での組織のあり方が論議されま した。そういう点では生協という組織は一定 の効果性・優位性を持った組織だと思って いますが、生協という利用者型の協同形態 だけで解決できるとは思えません。福祉等 には働く側の協同（働く人の協同、働く人 と利用者の協同）も大変重要になります。

協同組合を割り切ってタイプに分けてみ ますと、生産者コープと非生産者コープに 分かれると思います。生産者コープには、 農業従事者がつくるコープ、漁業、林業、 中小企業者のコープ等があり、その生産事 業による収入確保・拡大をめざすコープで す。非生産者コープの典型的な例は利用者 型で、生協や労金などがありますが、それ は組合員やその家族が別の場面で収入があ ることを前提にしたコープです。非生産者 のコープの中には利用者型でない提供型の ものもあってしかるべきだと思います。

現在、日本にはそういう法律がありませ んが、労働者協同組合、労協運動の法制化 は、いろんな地域で、いま必要と思われるこ とを実際にやることのできる協同組合をつ くりあげるのに必要なことだと思います。

協同組合はコミュニティの問題を解決す るために活動する、このことの重要性を、 ICA第7原則「地域社会への関心」は謳っ ています。それは、単にある別の場面での 収入を前提にした「生活の豊かさ」（換言 すれば消費者レベルでの）だけの話ではな いことは明らかです。それには多様な協同 組合制度の保証が必要と言えます。